お客様各位

パナソニック インダストリー株式会社

EU REACH 第 35 次 SVHC 確認報告書

確認日:　2026/4/13

弊社は、購入先からの部材情報と製品構成部材の情報に基づき、下記に記載の弊社製品は 2026 年 2 月 4 日に欧州化学品庁（ECHA）によって更新された候補リストに記載されている 253 の高懸念物質（SVHC）をそれぞれ 0.1wt%を越えて含有しないと認識していることを報告します。

製品名　：電流検出用チップ抵抗器
品番　：ERJB2CFR15V

注 1) 報告書作成日時点の①当該製品構成部材の購入先から提供を受けた「部材情報」と②「製品構成部材」に基づき計算された含有率が、製品重量あたり 0.1wt%以下の場合に、本文書では SVHC を含有しないとしています。新たに情報入手致しましたら本報告書を更新致します。

注 2) ガラスまたはセラミック中の「三酸化二ホウ素（B_2O_3）」または「鉛酸化物（PbO, Pb_3O_4）」は、電子部品業界として「REACH SVHC には該当しない」との見解があります。また、セラミック中の「含鉛複合酸化物（チタン酸鉛[$PbTiO_3$]、チタン酸ジルコン酸鉛[(Pbx Zry Tiz)O_3]）」の取扱いについても、電子部品業界として「REACH SVHC には該当しない」との見解があります。詳細は JEITA 見解書（24JEITA-電部企第 207 号、同 247 号、同 248 号）をご参照願います。

URL:　https://home.jeita.or.jp/cgi-bin/page/detail.cgi?n=1285&ca=21

パナソニック インダストリー株式会社
デバイスソリューション事業部　品質環境センター
環境管理部　製品環境課
責任者：課長　岡田 直也